

株式会社福岡銀行に対する行政処分について（平成18年3月10日）

最終更新日：2006年3月10日

1. 福岡財務支局は、株式会社福岡銀行（本店：福岡市）に対し、平成16年2月13日付で内部管理態勢に重大な問題があるとして業務改善命令を発出し、改善を求めていたところである。しかしながら、このような中であって、同行では現金等の着服・流用という事件が連続して発覚し、その事故金額が多額にのぼっていることから、銀行法第24条第1項及び第2項の規定に基づき事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、前回の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた同行の取組みが不十分であり、内部牽制機能が十分に発揮されていないことなど依然として内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. 本日、同行に対して、銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容のとおり業務改善命令を発出した。

記

平成16年2月13日付業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できなかったことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

- (1) 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
- (2) 取締役会及び本部の機能強化による法令等遵守態勢の確立
（人材派遣子会社に対する管理態勢の強化を含む）
- (3) 営業店における相互牽制機能の強化（派出先を含む）
- (4) 本部監査機能の実効性の確保
- (5) 人事管理の徹底（派遣社員の管理を含む）

上記に関する改善計画を平成18年4月10日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

問い合わせ先

金融監督第一課

電話 092-411-7281(代)